⑹1　利害関係人との取引制限
　管理会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
⑹2　その他
　ａ　定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
　ｂ　訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
⑹3　その他の関係法人の概況
　資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。
⑹4　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑹5　関係業務の概要
　ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
⑹6　資本関係
　管理会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。
⑹7　投資信託制度の概要
　管理会社の属する国、州等における外国投資信託の制度全般にわたり、外国投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、受益者等の権利の差異等その概要について記載すること。
⑹8　その他
　ａ　当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
　ｂ　当該届出に係る外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債等振替法第121条において準用する社債等振替法第69条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
⑹9　組織再編成（公開買付け）に関する情報
　外国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第四号の⑴様式から第四号の四の⑴様式までを次のように改める。

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】
第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】
⑴【投資法人の名称】
⑵【内国投資証券の形態等】⑷
⑶【発行（売出）数】⑸
⑷【発行（売出）価額の総額】⑹
⑸【発行（売出）価格】⑺
⑹【申込手数料】⑻
⑺【申込単位】⑼
⑻【申込期間】
⑼【申込証拠金】
⑽【申込取扱場所】⑽
⑾【払込期日】
⑿【払込取扱場所】⑾
⒀【引受け等の概要】（11－２）
⒁【振替機関に関する事項】
⒂【手取金の使途】⑿
⒃【その他】⒀
第２【新投資口予約権証券】
⑴【投資法人の名称】
⑵【新投資口予約権証券の形態等】⑷
⑶【発行数】⑸
⑷【割当日】（13－２）
⑸【新投資口予約権の内容】
　①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】⑷
　②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
　③【新投資口予約権の行使時の払込金額】（13－３）
　④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】（13－４）
　⑤【新投資口予約権の行使期間】
　⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】（13－５）
　⑦【新投資口予約権の行使の条件】
　⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】（13－６）
　⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
⑹【引受け等の概要】（11－２）
⑺【振替機関に関する事項】
⑻【手取金の使途】⑿
⑼【その他】⒀